

- P1 双葉町内立入り案内図
- P2

- P3 双葉町内で利用可能なトイレ（各種施設）について
- P4 双葉町内トイレ設置箇所一覧

- P5 双葉町内への立入りにあたって
- P6 立入規制の緩和区域への立入り・留意点について

双葉町への 立入りのしおり

令和3年10月（第10版）

福島県双葉町

- P7 帰還困難区域への町民一時立入りについて…(1)
- P8 帰還困難区域への町民一時立入りについて…(2)
- P9 帰還困難区域への町民一時立入りについて…(3)
- P10 主要ゲート・スクリーニング場案内図

- P11 特別通過交通制度について
- P12 町内特別通過交通の適用路線一覧
- P13 ⑦町道101号（旧国道）及び町道109号（一部）特通路線拡大図
- P14 ③国道288号・④県道35号特通路線拡大図
⑤県道256号・⑥町道双葉インター線特通路線拡大図

- P15 双葉町民以外の方のお墓参りについて
 - P16 双葉町内墓地経路図
 - P17 公益目的での一時立入りについて
-
- P18 連絡先一覧

双葉町内立入り案内図

町内スクリーニング場

○長塚越田スクリーニング場

有人ゲート

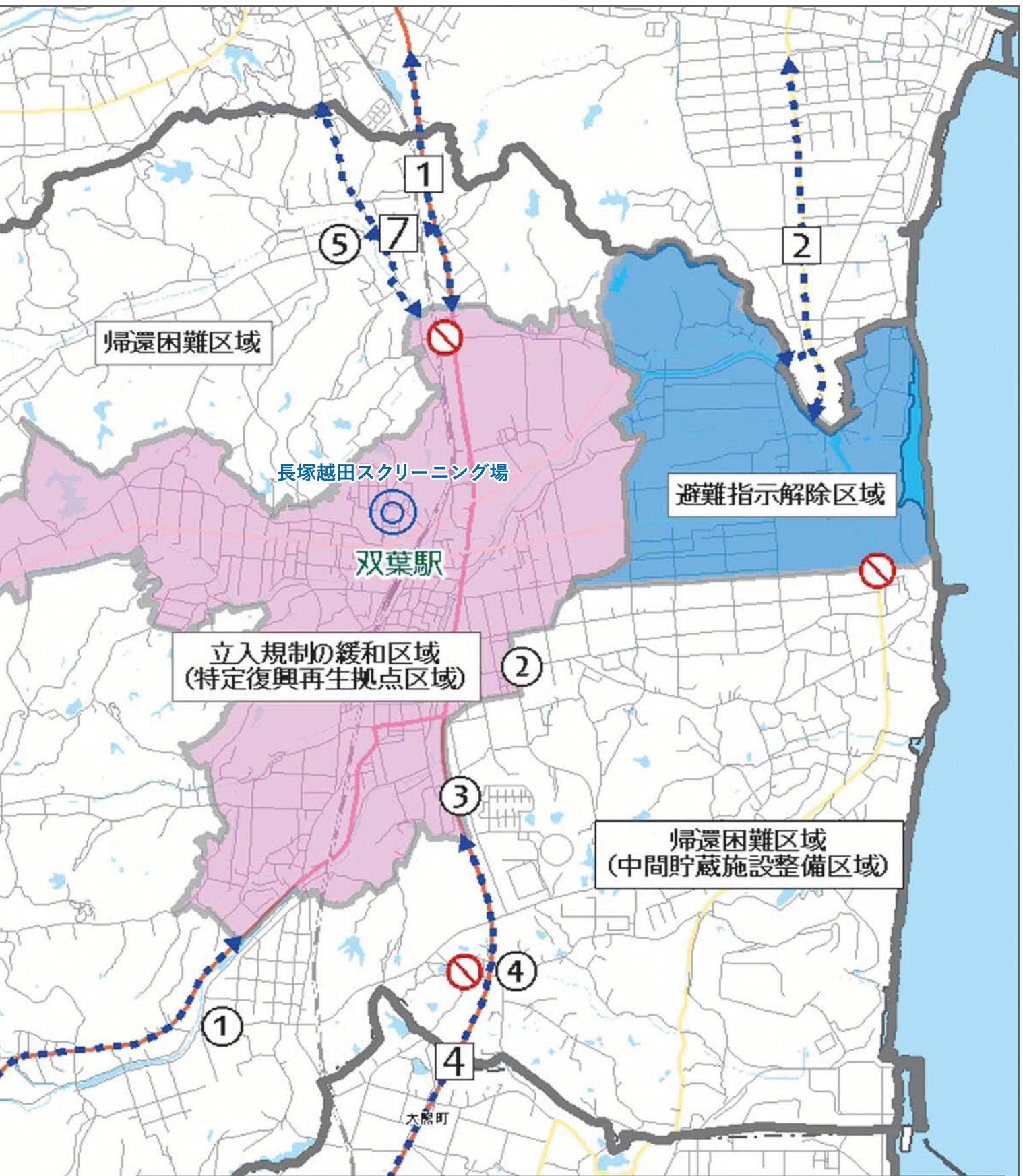
- ①町道111号 山田富沢橋東ゲート
- ②町道105号 郡山西原ゲート
- ③国道6号 高万迫交差点東ゲート
- ④国道6号 陳場下東ゲート
- ⑤町道109号 鴻草高田ゲート(新設)

特定復興再生拠点立入ルート

- ① 国道6号北側
- ② 県道391号
- ③ 県道256号
- ④ 国道6号南側
- ⑤ 国道288号
- ⑥ 県道35号
- ⑦ 町道101号(旧国道) 及び町道109号

※⑦町道101号(旧国道) 及び町道109号の詳細につきましては、P11～【特別通過交通について】をご確認ください。





※帰還困難区域と立入規制の緩和区域の境、国道6号、国道288号、県道35号、県道256号、町道101号（旧国道）及び町道109号には、無人バリケードが設置されています。

※JR常磐線、双葉駅周辺等の一部地域、避難指示解除区域へのアクセス道については、避難指示解除区域となりますですが、地図上での色分けはしておりません。

双葉町内で利用可能なトイレ（各種施設）について

◎ 町内設置トイレ

双葉町内に13ヶ所設置しておりますのでご利用ください。

設置場所につきましては右ページ【双葉町内トイレ設置一覧】をご確認ください。なお、立入りなどで出たゴミは各自お持ち帰りください。

⑧ 双葉町コミュニティーセンター連絡所

連絡所内の休憩スペースを開放しておりますので、一時立入りの際はご利用ください。なお、車で来所される方は連絡所の南側にある公営無料駐車場をご利用ください。

※ 入館される際には防護服等はお脱ぎいただき、備え付けのスリッパに履き替えてお入りください。使用済み防護服等はスクリーニング場で回収しています。

- **利用可能時間**

9:00～16:00まで

- **利用可能な設備等**

1階多目的スペース（休憩所）

トイレ及び多目的トイレ（※時間外利用可能な外トイレもあります）

AED（自動体外式除細動器）

⑪ 双葉町産業交流センター

双葉町中野地区において双葉町産業交流センター（略称エフ・ビック）が開所しました。町内立入り時の休憩など、お気軽にお立ち寄りください。

- **利用可能時間**

9:00～18:00まで

- **休館日**

年末年始（12月29日～1月3日）

- **主な施設**

貸会議室（大・中・小各1室）

レストラン・フードコート・物販店

⑫ 休憩施設「双葉町ふれあい広場」

前田建設工業株式会社様のご厚意により、事務所の一角を休憩施設「双葉町ふれあい広場」として開放されておりますのでご利用ください。

- **利用可能時間**

9:30～16:30まで

※月～土曜日（お盆休み・年末年始等の長期休暇及び日曜日はお休みとなります）

- **利用可能な設備等**

休憩室（20名程度着席可能）

自動販売機・ウォーターサーバー

トイレ及び多目的トイレ

ドローンによる町内空撮映像

双葉町再現模型

双葉町内トイレ設置箇所一覧

町内トイレ設置箇所名称

- ①両竹公民館
- ②寺内前靈園
- ③北部コミュニティーセンター
- ④上羽鳥消防屯所
- ⑤石熊公民館
- ⑥山田農村広場
- ⑦広町駐車場
- ⑧双葉町コミュニティーセンター連絡所
- ⑨細谷公民館
- ⑩郡山公民館
- ⑪双葉町産業交流センター
- ⑫双葉町ふれあい広場
(前田建設工業株式会社様事務所内)
- ⑬長塚越田スクリーニング場

The map shows the locations of 13 public toilets marked with numbered circles (1 through 13). The areas are color-coded: light green for northern and central parts, blue for the eastern part, and yellow for the southern part. Landmarks labeled include '双葉厚生病院' (Double-Leaf Thick Hospital) and '双葉総合運動公園' (Double-Leaf General Sports Park).

①両竹公民館	②寺内前靈園	③北部コミュニティーセンター	④上羽鳥消防屯所	⑤石熊公民館
⑥山田農村広場	⑦広町駐車場	⑧双葉町コミュニティーセンター連絡所 ※外トイレも利用可能	⑨細谷公民館	⑩郡山公民館
⑪双葉町産業交流センター	⑫双葉町ふれあい広場	⑬長塚越田スクリーニング場		

○ 仮設トイレ ○ 水洗トイレ

※工事・メンテナンス等で使用できない場合があります。
トイレットペーパーがない場合もありますので、ご自身で用意してください。

双葉町内への立入りにあたって

双葉町は、避難指示解除区域・立入規制の緩和区域（特定復興再生拠点）・帰還困難区域の3区域に分かれています。立入規制の緩和区域・帰還困難区域への立入りの際の安全・安心確保のため、以下の点にご留意ください。

- 放射性物質による放射線は、体で感じることができません。放射線量が周辺に比べ高くなる地点（ホットスポット）があります。放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在しますので、十分ご注意ください。
- 緊急時に連絡がとれるよう、携帯電話・スマートフォンをお持ちになって立入りしてください。
- 立入り時には一時立入車両通行証（以下「通行証」と言います。）と身分証明証（運転免許証など）を携行してください。ゲートでの通行確認時に必要となります。
- 帰還困難区域への立入りに当たっては、原子力規制委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともにお帰りの際はスクリーニング場へ線量計等の資機材を忘れずに返却してください。
- 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
- 貴重品などの大切なものを自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締りをしっかりと行ってください。なお、ご自宅等への不法侵入や盗難などが確認されたときは、警察へ届け出してください。

【届出先：双葉警察署浪江分庁舎 電話番号0240-34-2141】

- 帰還困難区域（立入規制の緩和区域を含む）内に、以前より保管されていた飲食物は、区域からの持出しを含めて飲食しないようにお願いいたします。
- 帰還困難区域（立入規制の緩和区域を含む）内の宿泊※はできません。また、長時間の滞在はご遠慮ください。
※特定復興再生拠点区域内での準備宿泊への参加登録者は除きます。
- 町内での火気の使用は控えていただき、やむをえず火を取り扱う場合は必ず消火したことを確認してからお帰りください。
- 感電の恐れがあるので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。
- 路上などに放置されているLPガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガス漏れなどの恐れがあり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、LPガス販売店または福島県一般高圧ガス協会（電話番号024-942-8731）に連絡願います。

立入規制の緩和区域への立入り・留意点について

◎立入規制の緩和区域への立入りについて

立入規制の緩和区域・避難指示解除区域は、通行証の所持・確認をすることなく立入りが可能です。国道6号等の主要道路においては、特別通過交通制度が適用されており、通行証の所持・確認をすることなく通行が可能です。

立入規制の緩和区域への主な立入りルートについては次の通りとなります。1~2ページ「双葉町内立入り案内図」と合わせてご参照ください。

- ① 国道6号北側（浪江町側）からの入域
- ② 県道391号北側（避難指示解除区域）からの入域
- ③ 県道256号からの入域
- ④ 国道6号南側（大熊町側）からの入域
- ⑤ 国道288号からの入域
- ⑥ 県道35号から③・⑤を通じての入域
- ⑦ 町道101号（旧国道）及び町道109号からの入域

◎立入規制の緩和区域への立入り時の留意点について

- ・当該区域では、通行証の所持・確認をすることなく立入れることが可能ですが、未除染区域もあることから、不要な被ばくを防ぐために不要不急の立入りは控え、長時間の滞在はご遠慮ください。また、この区域内であっても宿泊※はできません。

※特定復興再生拠点区域内での準備宿泊への参加登録者は除きます。

- ・この区域内の道路を歩いたり清掃済みの自宅内で過ごす場合は、通常の服装でも可能ですが、長期間立入りしていなかった未除染の家屋内での作業や、未除染区域での除草、清掃にあたっては、放射性物質が皮膚に付着したり吸い込んだりする可能性があるため、長袖長ズボン、マスクの着用をお願いします。

- ・この区域から退域する際のスクリーニング場への立ち寄りは原則として不要ですが、持ち出し物品がある場合は、必ず最寄りのスクリーニング場で持ち出し物品のスクリーニングを行ってください。（表面汚染濃度が13,000 cpm以上の物品の持ち出しができません。）

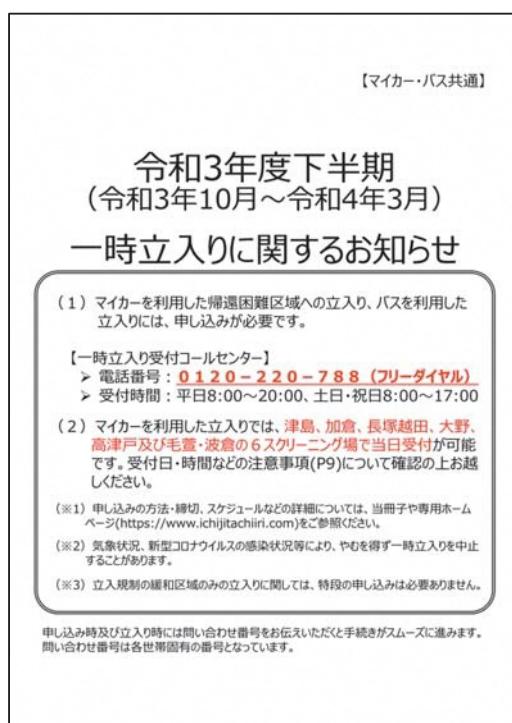
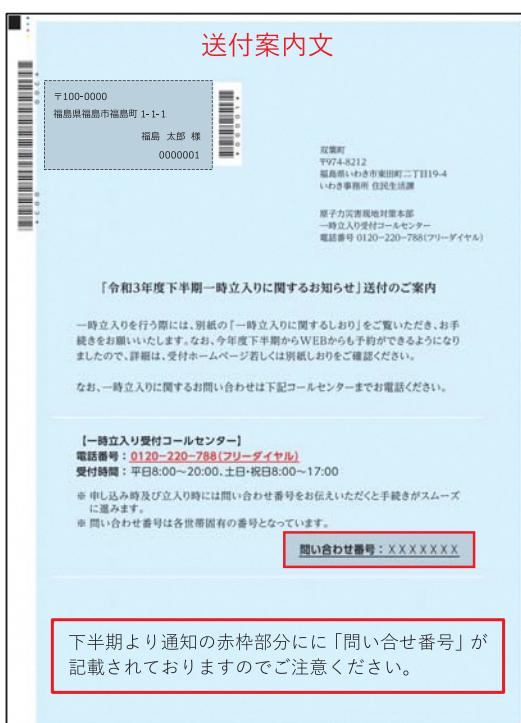
帰還困難区域への町民一時立入りについて（1）

立入規制の緩和区域と帰還困難区域及び国道6号、県道35号・県道256号・国道288号に加え、町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線には、バリケード等が設置され、帰還困難区域への立入り方法が通行確認ゲート（有人ゲート）からの入退域と、無人バリケードからの入退域（防犯上、入退域できるバリケードは限定されます。）の2つに区分されます。

町道101号（旧国道）及び町道109号一部沿線の特別通過交通制度の適用に伴い、大字渋川方面の町道109号沿線の北部コミュニティーセンター付近に、新たに有人ゲートが設置されました。双葉町内に設置されている有人ゲートは、鴻草高田ゲート（新設）・高万迫交差点東ゲート・郡山西原ゲート・山田富沢橋東ゲート・陳場下東ゲートの5か所となります。

◎町民一時立入りについて

- ・今回より【送付案内文】に問い合わせ番号が記載されておりますのでご注意ください。
- ・コールセンターへご連絡時に問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。なお、「一時立入りに関するお知らせ」には立入り実施スケジュールなどが掲載されていますので、内容を今一度ご確認ください。



帰還困難区域への町民一時立入りについて（2）

◎ コールセンターでの立入り申し込み

立入り希望日前日までの受付時間内（平日8:00～20:00・土日・祝日8:00～17:00）に**コールセンター（0120-220-788）**へ連絡し、下記の【必要事項】をお伝えください。

【必要事項】

問い合わせ番号・世帯代表者名・立入り人数・双葉町の住所・立入り希望日・立入り先・車両情報（メーカー・車種・色・ナンバー）・行き帰りのスクリーニング場

注）マイカー立入りの場合、通行証の事前送付はありません。お申込みいただいたスクリーニング場で通行証が交付されます。

◎ 無人バリケードを通過しての立入りの場合

申し込み方法は従来通りの通行確認ゲート（有人ゲート）からの立入りと同様、コールセンターへお申し込みいただきますが、無人バリケードを通過しての立入りの場合、無人バリケードを使用して立入ることをお伝えいただきますと、オペレーターがバリケードの場所、立入り予定時刻・退出時刻等を追加でお伺いします。立入日当日、バリケード開閉スタッフがお伺いした立入り予定時刻に、お申込みいただいた無人バリケード前で、通行証などを確認し開錠後に立入りとなります。

なお、町からお送りしました【特別通過交通制度の適用に伴う立入手続きについて】をご確認いただけますと、スムーズな申し込みが可能となりますので今一度ご確認ください。

◎ 一時立入りWEB受付について

一時立入りの事前受付がお手持ちのパソコン・スマートフォンからもできるようになりました。

【登録方法】

一時立入り受付のホームページ

（URL：<https://www.ichijitachiiri.com/index.html>）にアクセスいただき、画面の案内に沿って必要事項の登録等が必要となります。

詳細につきましては、7ページに記載のある【一時立入りに関するお知らせ】の下半期に同封しております【一時立入りWEB予約受付システム開設のお知らせ】をご確認ください。

帰還困難区域への町民一時立入りについて（3）

◎駅送迎バスによる立入りについて

駅送迎バス立入りとは、駅送迎バス立入り実施日に限り、JR常磐線双葉駅等から小型車両（最大9人まで）に乗り、1世帯毎に運転手をつけての町内への立入りが可能な制度です。

○注意事項

- ・ 9:00～15:00の間の最大2時間までとなります。
- ・ 受付は、1日あたり最大4世帯までとなります。
- ・ 実施日につきましては、【一時立入りに関するお知らせ】駅送迎バス立入り実施スケジュールをご確認ください。

◎バスによる立入りについて

バス立入りとは、バス立入り実施日の1か月前までにコールセンターへ申込みいただき、送迎バス等でスクリーニング場まで向かい、マイクロバス等へ乗り換えて町内への立入りが可能な制度です。

○注意事項

- ・ 令和3年11月5日（金）・6日（土）のバス立入り申し込み締め切り日は令和3年10月4日（月）となります。
- ・ 一度のバス立入りで申込み可能な人数は最大3名までです。
- ・ バスの乗降やトイレに介助が必要な場合は、必ず介助者と一緒に立入りをしてください。
- ・ 立入規制の緩和区域や避難指示解除区域へのバス立入りも申し込みができます。
- ・ 当日早朝までに立入りができなくなった場合は「従来型バスによる一時立入りについて（お知らせ）」に記載の連絡先まで必ず連絡をしてください。

主要ゲート・スクリーニング場案内図



特別通過交通制度について

◎特別通過交通制度とは

特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興を図るため、帰還困難区域の主要道路を通行証の取得することなく通過可能とする制度です。

令和3年10月1日より、鴻草行政区内外に設置されております斎場「聖香苑」の事業再開や特定復興再生拠点区域での準備宿泊に向けて、町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線に特別通過交通制度が適用されました。これにより、浪江町境ゲート・鴻草ゲート及び国道6号西側（薬師堂踏切付近）のバリケードは、毎日8:00～18:00に開放し、通行証を所持・確認を要することなく通行が可能となりました。上記以外の時間帯は通行できません。

◎特別通過交通制度を利用するにあたっての注意事項

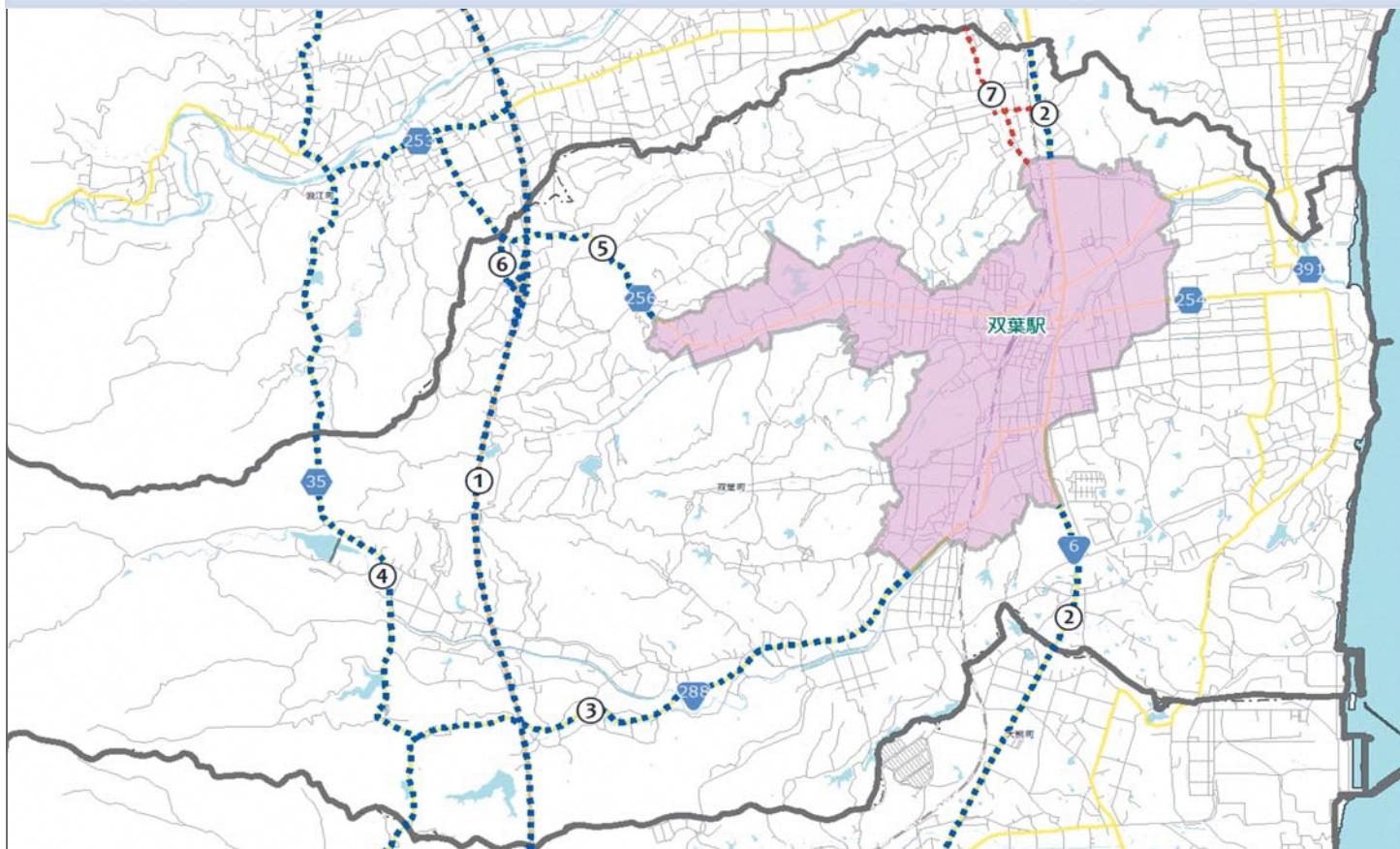
特別通過交通路線を通過するにあたって、下記事項について注意していただくようお願いいたします。

- ・特別通過交通路線では、引き続き復旧工事を行っている箇所もあることや、イノシシ等の野生動物が道路を急に横断することがありますので、十分に注意して通行してください。
- ・特別通過交通制度で通行可能な路線はあくまで通過を目的としたものです。車両の駐停車は禁止区域となっておりますので速やかに通行してください。
- ・新たに特別通過交通制度が適用された町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線へ立入される方につきましては、立入申請時に、バリケードの開閉項目が追加されました。沿線の住民の方へご案内している「特別通過交通制度の適用に伴う立入り手続きについて」を再度ご確認の上、立入りをしてください。
- ・特別通過交通制度が適用となった道路であっても、町外では車種により通行が不可能な路線が存在しますのでご注意ください。なお、軽車両（自転車・荷車等）及び徒步での通行は全線不可となっております。「町内特別通過交通路線一覧」をあわせてご確認ください。

◎双葉町内の自動二輪・原動機付自転車の通行が不可能な路線

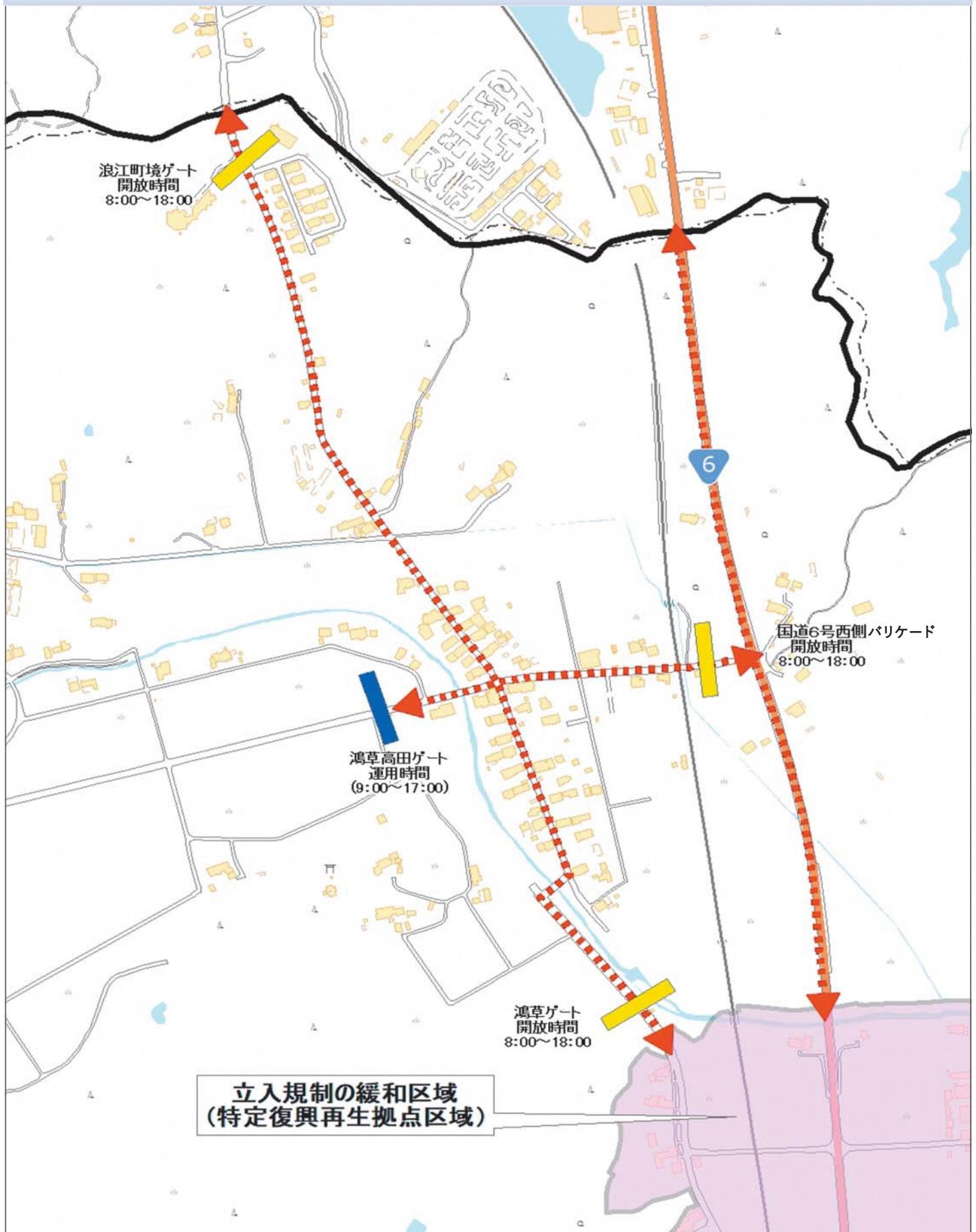
- ・①常磐自動車道（中型以上の自動二輪車は可）
- ・⑥町道双葉インター線 県道256号～常磐自動車道までの区間（中型以上の自動二輪車は可）
- ・⑦町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線
※詳細は、P12「町内特別通過交通の適用路線一覧」をご確認ください。

町内特別通過交通の適用路線一覧

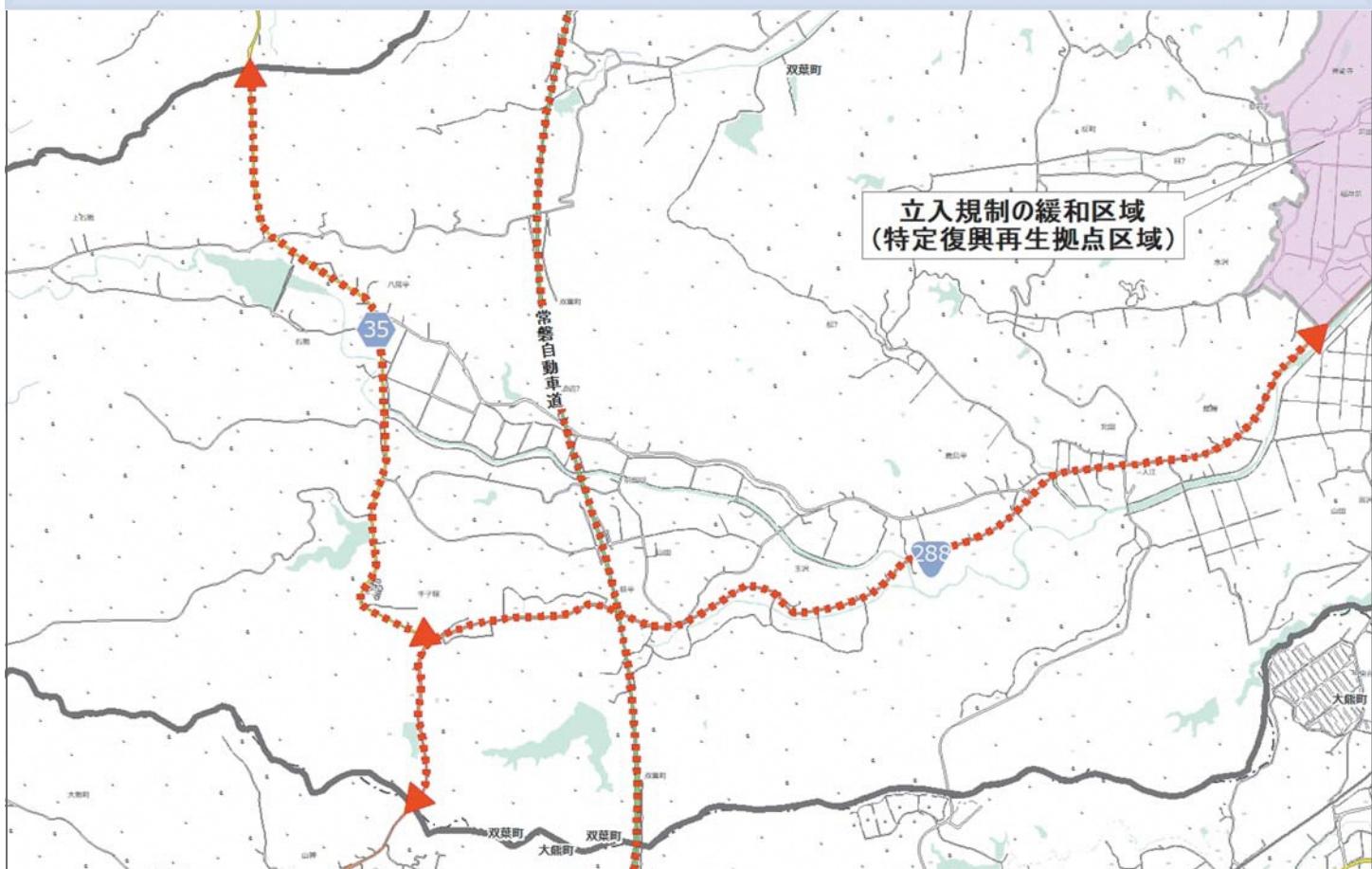


No	対象ルート	地点	自動二輪 (中型以上)	小型自動二輪 原動機付自転車	軽車両 歩行者
①	常磐自動車道	帰還困難区域を通過する区間	○	×	×
②	国道6号北側 国道6号南側	双葉拠点境～浪江町境 双葉拠点境～国道6号上り	○	○	×
③	国道288号	旧山神ゲート～双葉町立入規制の緩和区域境	○	○	×
④	県道35号 (国道288号重用区間含む)	国道114号～大熊町立入規制の緩和区域境	○	○	×
⑤	県道256号	県道253号～双葉町立入規制の緩和区域境	○	○	×
⑥	町道双葉インター線 (常磐双葉IC)	県道256号～常磐自動車道	○	×	×
⑦	町道101号（旧国道） 町道109号の一部沿線	浪江町境ゲート～鴻草ゲート～国道6号西側 ※ 詳細は次ページ⑦町道101号（旧国道）特通路線拡大図をご確認ください。	×	×	×

⑦町道101号（旧国道）及び町道109号（一部）特通路線拡大図



③国道288号・④県道35号特通路線拡大図



⑤県道256号・⑥町道双葉インター線特通路線拡大図



双葉町民以外の方のお墓参りについて

双葉町内のお墓にお参りされる町外の方は、お墓参り専用通行証の申請が必要です。

◎申請手続き

下記の書類を、双葉町住民生活課へお持ち込みいただくか郵送にてご提出ください。

・申請書の変更点

双葉町内お墓参り専用通行申請書項目に「開閉が必要ないバリケード」が追加されました。右ページ「双葉町内墓地経路図」及び、1～2ページの「双葉町内立入り案内図」をご確認の上ご記入お願いします。

※ 立入規制の緩和区域が設定されたことにより、通行証の所持・確認をすることがない墓地がありますので、右ページ「双葉町内墓地経路図」よりご確認ください。

・提出書類

1. 双葉町内お墓参り専用通行申請書（ホームページから印刷が可能です。）
 2. 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）の写し
 3. 墓地の場所と経路を示した地図（赤ペン等でルートを記入していただきます。右のページをご確認ください。）
- ※ 通行証発行の手続き及び通行証の郵送期間を要しますので、立入りを希望する10日前までに申請書を提出してください。

◎お墓参り可能な時間及び通行ルートについて

お墓参り専用通行証が必要なお墓への立入り時間帯は9:00～16:00までとなっております。なお、お墓参り専用通行証となっておりますので、帰還困難区域内での寄り道等はご遠慮ください。

◎お墓参り当日お持ちいただくもの

- 双葉町内お墓参り専用通行証
- 立入者名簿（双葉町内お墓参り専用通行申請書のコピーをお返しします。）
- 立入者全員の身分証明書

◎注意事項

上記内容及び、有人ゲート・無人バリケード開閉スタッフ等の指示に従ってお墓参りをしてください。

通行確認ゲートで上記書類の確認がありますので忘れずにお持ちください。お忘れになった場合はお墓参りができなくなります。

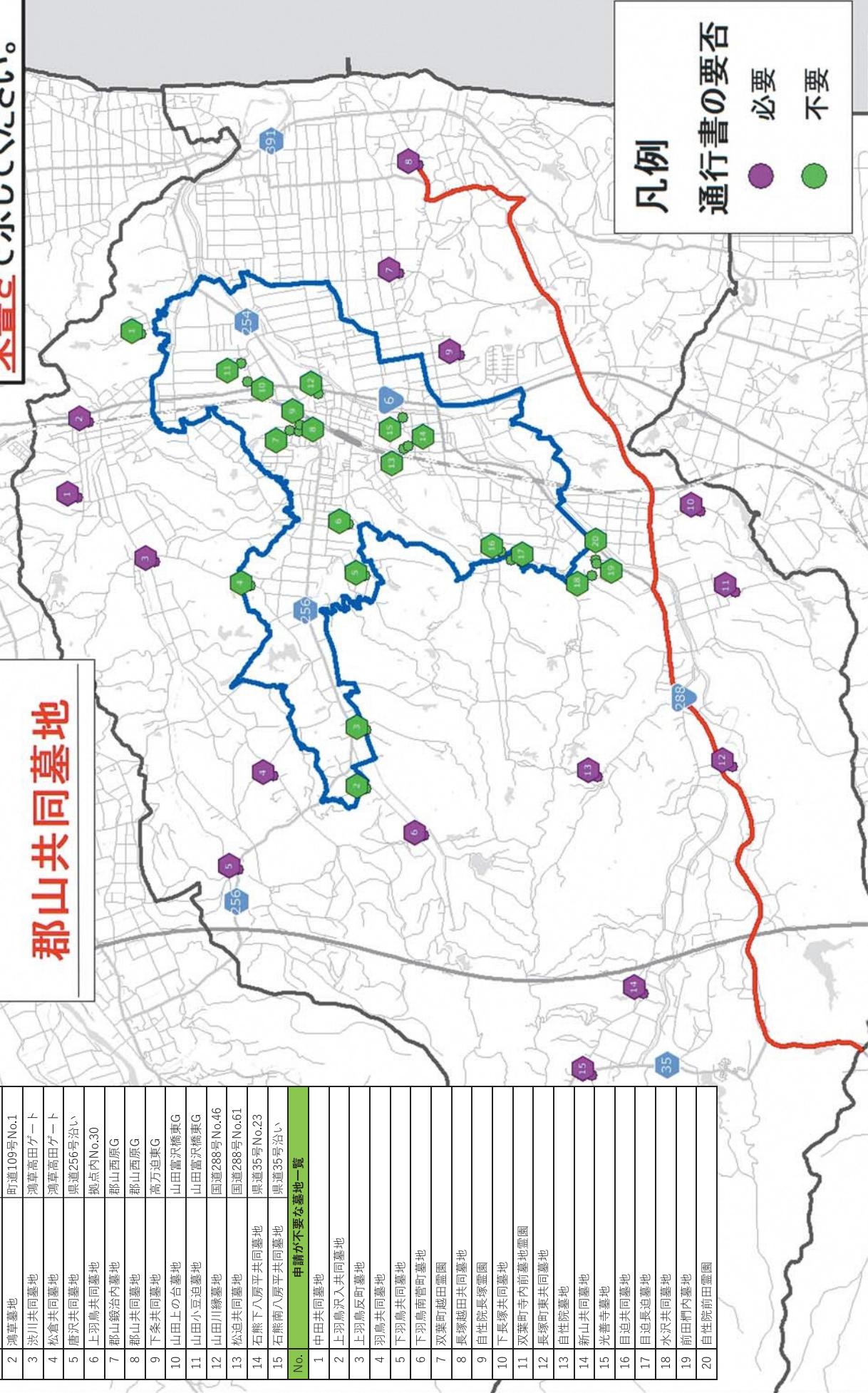
お墓参りの際には、線香をあげる場合は必ず消火した事を確認し、供物・供花等は墓地荒れの原因となる野生動物の餌となってしまうため、必ずお持ち帰りください。

**立ち入り先のお墓と経路を
朱書きで示してください。**

立ち入り霊園・墓地一覧	
No.	申請が必要な墓地一覧
1	鴻草共同墓地
2	鴻草墓地
3	涉川共同墓地
4	松倉共同墓地
5	唐沢共同墓地
6	上羽鳥共同墓地
7	郡山鍛冶内墓地
8	郡山共同墓地
9	下条共同墓地
10	山田上の台墓地
11	山田小豆追墓地
12	山田川縁墓地
13	松追共同墓地
14	石熊下八房平共同墓地
15	石熊南八房平共同墓地
申請が不要な墓地一覧	
1	中田共同墓地
2	上羽鳥沢入共同墓地
3	上羽鳥反町墓地
4	羽鳥共同墓地
5	下羽鳥共同墓地
6	下羽鳥南菅町墓地
7	双葉町越田靈園
8	長冢町共同墓地
9	自性院長塚靈園
10	下長冢共同墓地
11	双葉町寺内前墓地靈園
12	長塚町東共同墓地
13	自性院墓地
14	新山共同墓地
15	光善寺墓地
16	目追共同墓地
17	追長迫墓地
18	水沢共同墓地
19	前田門内墓地
20	自性院前田靈園

郡山共同墓地

(墓地一覧をご参照ください。)



凡例

通行書の要否

● 必要

● 不要

①最短ルートを指定してください。事務手続きの際、役場で修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

公益目的での一時立入りについて

令和3年10月1日から町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線が、特別通過交通制度の適用となったことから、午前8時から午後6時の時間制限で、通行証を所持・確認の必要なく浪江町から町道101号（旧国道）及び町道109号を利用しての立入規制の緩和区域へ立入りが可能となりました。

一方、町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線には新しく有人ゲートや無人バリケードが新たに設置されたため、公益目的での一時立入りに関する申請が必要となります。加えて特別通過交通路線（町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線・国道6号・国道288号・県道35号・県道256号）に設置されている無人バリケードから帰還困難区域へ入域される事業所は、「双葉町バリケード開閉依頼申請書」を提出いただくようになります。その際は、通過バリケード番号等の確認をさせていただきますので、お手数ですが、住民生活課（0246-84-5206）まで、ご連絡ください。

※各ゲートの通過につきましては、工事や業務の内容を確認し、ゲート通過の必要性を判断しますので、工事請負契約書（写）や業務委託契約書（写）並びに工事箇所位置図等の提出をお願いします。

町道101号（旧国道）及び町道109号の一部沿線の特別通過交通制度の適用に伴い、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」の様式も変更しておりますので、立入り予定の事業者の皆様には、新様式申請書で申請してください。旧様式で申請いただきますと再提出となる場合がありますのでご注意ください。

新様式「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」及び「双葉町バリケード開閉依頼申請書」は、双葉町公式ホームページからダウンロードできます。

双葉町長		令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 双葉町開閉区域への公益目的の一時立入り依頼する申請書		法人・組織名 代表者氏名 担当者氏名 〒 住所 TEL/FAX	
記 ①立入り希望日 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() ②立入り場所（住所等） 双葉町大字 ③立入り目的・業態名			
④帰還困難区域への立入り規制（次の項目から選択して□へをつけてください。） ・通行ゲート名 ※注意※立入り規制地内にかかる規制、通行が必要な箇所のみ□へをつけてください。 <input type="checkbox"/> 邑谷高田ゲート <input type="checkbox"/> 邑谷山西ゲート <input type="checkbox"/> 高万治車両ゲート <input type="checkbox"/> 邑谷下東ゲート <input type="checkbox"/> 山田富次橋東ゲート ・各種バリケード ※注意※開閉依頼申請書の提出が必要となります。 <input type="checkbox"/> 町道101号沿線 <input type="checkbox"/> 町道109号沿線 <input type="checkbox"/> 国道6号沿線 <input type="checkbox"/> 国道288号沿線 <input type="checkbox"/> 特定困難開発生産占居（耕占内） <input type="checkbox"/> 県道35号沿線 <input type="checkbox"/> 国道256号沿線 注：通行ゲート及びバリケードの通行可能時間は9:00～17:00までとなります。 ⑤スクランブリング（次の候補から選択して□へをつけてください。） <input checked="" type="checkbox"/> 1 津島スリーナー場 津島大字下津崎字船川22-1 9:00～18:00* 080-8014-0721 <input type="checkbox"/> 2 鶴見スリーナー場 双葉町大字鶴見字鶴見1-28 9:00～18:00* 070-4573-8872 <input type="checkbox"/> 3 双葉町開拓スリーナー場 双葉町大字山野字山野1-38 9:00～18:00 080-8014-0697 <input type="checkbox"/> 4 中山越スリーナー場 大洲町大字喜上字小原附内 9:00～18:00* 070-4573-8871 <input type="checkbox"/> 5 大野スリーナー場 大洲町大字下野上字大野98-1 9:00～18:00 070-4573-8870 <input type="checkbox"/> 6 鳩原アメスリーナー場 双葉町大字上手町字阿波川98-1 9:00～18:00 070-4573-8869 <input type="checkbox"/> 7 毛鹿・箕島スリーナー場 双葉町大字毛鹿字新屋敷23-16 9:00～18:00* 070-4573-8868 <input type="checkbox"/> 8 その他の方程式スリーナー場 実施方法： *津島・中山越以外の各施設の各施設12月1日～3月31日は通常営業時間は、9:00～17:00までとなります。ご注意ください。 *2020年、毛鹿・箕島OC以外では、重機・特種車両・大型車両のスリーナー場ができない場合がありますので、事前にお問い合わせください。			
双葉町記入欄		双葉町確認 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	令和 年 月 日 双葉町 第 号

連絡先一覧

双葉町役場

いわき事務所住民生活課

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL : 0246-84-5206 FAX:0246-84-5213

郡山支所 〒963-8024 福島県郡山市朝日1丁目20番2号

TEL:024-973-8090

埼玉支所 〒347-0105 埼玉県加須市騎西36番地1

加須市騎西総合支所内 TEL:048-053-7780

コミュニティセンター連絡所

〒974-1471 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22

開所時間：9:00～16:00 TEL : 0240-23-0051

一時立入り受付コールセンター

TEL : 0120-220-788(フリーダイヤル)

平日：8:00～20:00 土日・祝日：8:00～17:00

双葉警察署

事件・事故 緊急時連絡先：110

双葉警察署 0240-22-2121

双葉警察署 浪江分庁舎 0240-34-2141

双葉広域消防

火事・救急 緊急時連絡先：119

双葉地方広域市町村圏組合消防本部 0240-25-8523

富岡消防署 0240-22-2119

富岡消防署 檜葉分署 0240-25-2119

富岡消防署 川内出張所 0240-38-2119

浪江消防署 0240-34-4111

浪江消防署 葛尾出張所 0240-29-2119

双葉町への立入りのしおり
(第10版)

発行年月：令和3年10月

双葉町 住民生活課

〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
電話:0246-84-5206 FAX:0246-84-5213